

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について

最近、給水装置の設置又は変更の工事において、工業用水道管と誤接合する事故が数件発生している。昭和44年6月24日付け環水第9059号厚生省環境衛生局長通知「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」により、水道事業者の業務体制の強化充実をお願いしてきたところであるが、一部水道事業者においては、水道施設・水質管理の体制に依然不十分な点も見られる。

このような状況にかんがみ、水道水の安全性を確保するため、貴施設における現状の再点検を実施するとともに、下記事項に留意の上、適切な管理に万全を期されたい。

記

1 図面・記録の整備

水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。

なお、地下埋設物が錯そうしている地区にあっては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。

2 給水装置工事主任技術者との連絡調整

水道法第25条の4第3項第4号及び同法施行規則第23条第1号の規定により、給水装置工事主任技術者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡調整を行うこととされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応すること。

3 設計図面及び残留塩素の確認

工業用水道管等が布設されている地区における給水装置工事の設計及び施行に当たっては、埋設管の誤認に特に注意を払うとともに、工事完了後給水栓における残留塩素の量を確認するなど、誤接合がないか確認するための適切な措置を講じること。

健水発第1206002号
平成14年12月 6日

各

〔	都道府県	〕
	保健所設置市	
	特別区	

 水道行政主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長

給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について

最近、給水装置の設置又は変更の工事において、工業用水道管と誤接合する事故が数件発生している。このような状況にかんがみ、厚生労働大臣認可水道事業者に対して別添のとおり通知したので御了知願いたい。

なお、貴職におかれても、水質管理において異常が認められた場合に直ちに必要な措置が講じられる体制の整備等に関して、管下水道事業者若しくは専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する指導監督を引き続き行われるようお願いする。